

学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1) 本校は、一人ひとりが、互いの人格の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切に、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組む事ができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

【文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』より】



「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

3 学校及び教職員の責務

本校ではすべての教職員が、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように努める。また、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを持ち、教育活動を行っていく。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない学校づくりを推進する。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童理解に努めるとともに、保護者との連携を図り、早期発見に努める。特に早期発見については、児童の変化を観る目を養い、複数での判断、組織での対応を徹底しいじめの兆候を見逃さないようにする。
- (4) いじめの早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、場合によっては学校内だけでなく専門家と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

Ⅱ いじめ未然防止のための取り組み

1 児童が主体となった活動

- (1) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。
 - ・縦割り清掃班活動の実施
 - ・特別活動等での話し合い活動の充実
 - ・ボランティア活動の推進
 - ・児童会や学級による友だちのよさを目向けさせる活動や明るいあいさつを広げる活動
 - ・「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりがセルフケアやストレスマネジメント力を向上させる。
- (2) 友だちのよさを認める活動を推進する。
 - ・特別活動や帰りの会等における友だちのよいところ探し

2 教職員が主体となった活動

- (1) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - ・いじめが生まれる背景を踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、分かりやすい授業づくりを進めるために全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (2) 心の居場所となる学級づくりに努める。
 - ・毎日一回は一人ひとりに声をかける。
 - ・お互いに個性を認め、係活動に責任がもてるようにする。
 - ・話し合い活動を活発にし、他の意見を聞く態度を育てる。
- (3) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な相談日を設け、児童の気持ちに寄り沿った相談体制づくりを目指す。
 - ・「学校(いじめ)アンケート」実施に伴う教育相談月間の設定(年2回)
- (4) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指す。
 - ・道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「友情」「信頼」「生命尊重」「感謝」等の内容を充実していく。指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。
 - ・学級活動等で、いじめについて考える時間をもったり、「生き方」の指導を行ったりする。
 - ・外部講師等による出前授業の実施。(人権教室等)
- (5) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
 - ・入学式、PTA 総会、学校便り等での学校の方針説明
 - ・授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業の公開
(参観日の懇談会を活用した感想交流)
- (6) いじめの問題にかかわる校内研修会
 - ・いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
 - ア 生徒指導交流会(いじめ問題にかかわる校内研修会) 年2回 (4月・11月)
 - イ いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回 (7月・12月)
- (7) 発達障害を含む、障害のある児童や、帰国子女、外国人の児童、東日本大震災による被災児童など、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。(常時)

1 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担任、(特別支援コーディネーター)

※必要に応じて、外部専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師等)の参加

2 取り組み内容

- (1) いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置づけ)
- (2) いじめにかかわる研修会の企画立案
- (3) 未然防止、早期発見の取組
- (4) アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)
- (5) いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

3 開催時期

月1回を定例会(いじめアンケート実施後、生徒指導委員会を兼ねる)とし、いじめ事案の発生時は「いじめ防止対策委員会」を緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

Ⅳ いじめの早期発見のための取り組み

1 小さなサインを敏感に受け止める。

・児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えをもっておく。

2 定期的な調査と教育相談

・いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- 児童を対象としたアンケート調査と教育相談 毎月(4・8・1月を除く)
※いじめか否かは冷静に判断する。いじめられていないとの解答にも安心せず、担任サイドでの判断も時には必要である。

- 保護者を対象とした面談やアンケート(個別面談、学校評価アンケート)

年4回(4月・7月・12月)

3 教育相談月間

- ・6・11月の「いじめアンケート」実施後、担任は児童全員と面談を行う。話が特にない、という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」という思いを持たせる事につながる。時には、思いがけず、児童理解が深まるものである。
- ・9月の「心と体の健康観察」後の面談は、該当児童(点数が高い、悩み等の記入がある)のみ行い、それ以外の児童は11月の面談と兼ねて行う。

4 インターネット上のいじめやトラブル予防

- ・パスワード付きサイトや SNS、携帯電話、スマートフォンのメール等を利用したいじめについては、より大人の目には触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについてしっかりと理解と責任を求めていく。
- ネットいじめに関する教職員研修の充実
- 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。
- 保護者への啓発活動として、PTA 活動や家庭活動教育学級における情報モラル講習会

5 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

・いじめの相談窓口(副校長対応)の周知

【相談窓口の紹介】

保護者や地域住民から学校へのいじめ等の情報の連絡先を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(児童及び保護者)……全教職員が対応
- 学区に配置されているスクールカウンセラーの活用……生徒指導主事、養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口……副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談……学校または所轄警察署
- ※ 一関市教育委員会……0191-21-2111(代表) 0191-21-8823(課直通)
- ※ 一関市子ども悩みごと相談電話……0191-26-3030
- ※ 子どもの人権110番(盛岡地方法務局)……0120-007-110
- ※ 24時間子供SOSダイヤル……0120-0-78310(24時間対応)

V いじめの問題に対する早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主事及び管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校・休み時間等)

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、生徒指導主事が記録する。
※時系列記録(出来事・指導・被害児童や保護者の様子・加害児童や保護者の様子)を記録開始する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。(生徒指導主事)
- ・いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを(関連機関の指導・助言を得ながら)適切に判断する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい、方針を明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を持たせる。
- ・いじめの加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」に対してもいじめの加害者となり得ることを意識させるように指導する。

保護者との連携

- ・直接会って状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・養護教諭やスクールカウンセラーの連携も含め、心のケアにあたる。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

支援体制は、いじめが解消したと見られるまで、継続的に取り組む。

いじめの解消については、いじめにかかる行為が3ヶ月以上にわたり止んでいることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、本人あるいは、保護者との面談によって確認する。

2 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- (1) いじめ問題が発生した場合で保護者等との連携が必要な場合は、学校と保護者を含めた会議を開催する。
- (2) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、一関市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査児童が被害にあった場合のケア等で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、一関市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、スマートフォンが大部分であることから、家庭の協力を得る。

図 1 (別紙 1)

VI 重大事態への対処

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【 いじめ防止対策推進法 第2条 】
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。



2 重大事態の基準

個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断する。また、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断し、次のような場合を判断基準の一つとする。

- (1) 児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
- (2) 身体に重大な傷害(自傷行為を含む)を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに学校の設置者(一関市教育委員会)に報告し、その後の対応・調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められる時は、所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加(PTA 役員、学校評議員、民生児童委員等)を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。関係者の個人情報には、十分配慮する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者(当該教育委員会)が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

図 2 (別紙 2)

Ⅶ 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み状況を積極的に評価改善するために、次の2点を経営反省(学校評価)の評価項目に位置づける。

- | |
|--|
| (1)いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
(2)いじめの早期発見にかかわる取組に関すること |
|--|

- ・学校は、学年始めに PTA 総会資料を配布し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるようにする。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童、保護者、地域の方々に説明する。

Ⅷ その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 資料の保管

- (1)いじめアンケート … 5年間
 - ・児童の訴え、事情を聴取し集約したものを保管する。
 - ・アンケート原本については、重大事態等その後の指導・対応に必要と考えられるものを除き、集約後破棄する。
- (2)保護者アンケート … 当該児童が卒業するまで
- (3)二次資料及び調査報告書 … 5年間

4 基本方針の見直し

「学校いじめ基本方針」は、現状や課題等に応じて年度ごとに見直しを行い、全職員と共通理解を図る。

方針の運用

平成26年4月1日より方針内容の徹底を順次図り、学校の実態、社会・教育情勢を見極め、取組内容については年度毎に見直し、より迅速な対応を強化していくこととする。

- ・平成27年8月 1日 見直し(訂正)
- ・平成29年3月27日 見直し(訂正)
- ・平成30年3月30日 見直し(訂正)
- ・平成31年3月19日 見直し(訂正)
- ・令和 2年3月 3日 見直し(訂正)
- ・令和 5年2月27日 見直し(訂正)

○いじめ防止に関する取り組み 一覧表

※月に1回の職員会議の時に、職員での情報交換を行う。

学期	月	取り組み内容	対象	
毎月		いじめアンケートの実施と聴取	児童	
1	4	PTA総会での方針説明	保護者	
		個別面談による情報交換	保護者	
		1年生を迎える会	児童	
	6	教育相談	児童	
		校内研修会(情報交換)	職員	
	7	コンプライアンスチェックによる職員の自己診断	職員	
		学期末面談による情報交換	保護者	
2	9	心と体の健康観察	児童	
	11	教育相談	児童	
		校内研修会	職員	
			学級懇談会での情報交換	保護者
	12	コンプライアンスチェックによる職員の自己診断	職員	
		学期末面談による情報交換	保護者	
3	2	学級懇談会での情報交換	保護者	
		6年生を送る会	児童	

いじめの発生・発見



